

公認審査員規則の資格認定等に関する事項

審査員区分		
地方公認審査員	審査範囲	・ 地区、支部、分会及び合同の品評会（本会の地区、支部、または分会が合同して行う品評会）
	資格認定申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の一に該当する者 1. 会員歴が5年以上の本部会員で、本会の主催、共催及び後援する品評会の審査回数並びに本部が主催する審査研修会の研修回数の合計が5回以上ある者（ただし審査回数は3回以上あること） 2. 錦鯉の鑑賞並びに審査に関して地方公認審査員と同等以上の能力を有し、公認審査員審議会の定める基準に照らして地方公認審査員として適当であると支部で認めた者（資格認定時、本部会員になる者）
	資格認定申請手続	・ 支部長の推薦により、地方公認審査員資格認定申請書を4月30日及び1月10日までに提出

審査員区分		
公認審査員補	審査範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区、支部、分会及び合同の品評会（本会の地区、支部、または分会が合同して行う品評会） ・ 公認審査員の任務の補助または代行
	考試申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の各号にすべて該当する者 1. 地方公認審査員認定後、2年が経過した者 2. 本会が主催する地区、支部、地区または支部が合同して行う品評会及び公認審査員審議会が認定する品評会の審査回数が5回以上並びに本部が主催する審査研修会の研修会の合計が10回以上であること。 3. 普通以上の錦鯉を自ら飼育していること。 <p>*規則第 67 条の支部品評会とみなす分会品評会及び分会合同品評会に於いて審査したものは必要回数に数える。</p>
	考試申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部長及び地区長を通じて、公認審査員補考試申請書に考試手数料(15,000円)を添えて1月10日までに提出 ・ 考試は、毎年1回、1月に開催される定期総会時に行う。

審査員区分		
公認審査員	審査範囲	・ 本部、地区、支部、分会及び合同の品評会（本会の地区、支部、または分会が合同して行う品評会）
	資格認定申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認審査員補認定後2年が経過し、実務補修の過程を終了した者 *実務補修は、公認審査員審議会の認める本が主催する審査研修会を5回、地区品評会審査2回の合計7回
	資格認定申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部の承認を得て、地区長を通じ公認審査員資格認定申請書を4月30日までに提出 ・ 支部長及び地区長は、当該申請者の資格認定の可否について意見書を付することができる。

審査員区分		
名誉公認審査員	審査範囲	・ 本部、地区、支部、分会及び合同の品評会（本会の地区、支部、または分会が合同して行う品評会）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認審査員審議会は、次に掲げるすべてに該当し、名誉公認審査員として適当であると認められる者を理事会に推薦し、理事会は承認について審議する。 1. 年齢が70歳を越え、またはその年中に70歳を越えることになる者で、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 公認審査員であった期間が10年以上であること。 ② 本部役員または評議員であった期間が10年以上で、本部、地区、支部及び地区または支部が合同して行う品評会の審査回数が15回以上あり、公認審査員と同等以上の能力があると認められること。 2. 現に本部役員、評議員または部員であること。ただし、公認審査員の資格によって部員であった者については、部員であった年度中は部員であったものとみなす。 3. 本部役員、評議員、公認審査員または部員としてその職務または任務に関して顕著な功績があること。